

令和5年度 査察の概要

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

国税査察官は、経済取引の広域化、デジタル化及び国際化等による脱税の手段・方法の複雑・巧妙化など、経済社会情勢の変化に的確に対応し、悪質な脱税者に対して厳正な調査を実施しています。

1 査察調査の概要

【令和5年度の取組】

○ 検察庁に告発した件数は12件、脱税総額（告発分）は7億円

悪質な脱税者に対して厳正な査察調査を実施し、12件を検察庁に告発しました。告発した査察事案に係る脱税総額は7億円であり、1件当たりの脱税額は64百万円でした。告発率は、75.0%と高水準になりました。

○ 無申告事案、国際事案のほか、社会的波及効果の高い事案を積極的に告発

外国法人株式の売却により多額の利益を得ていたにもかかわらず故意に申告書を提出していなかった無申告事案や、架空の外注加工費を計上することで得た資金の一部を海外カジノに充てていた国際事案を告発しました。

その他、時流に即した事案などの社会的波及効果が高いと見込まれる事案として、コロナ禍におけるペット需要の高まりを受けたブリーダー業の事案などを告発しました。

【令和5年度中の判決状況】

○ 一審判決の4件全てに有罪判決

2 重点事案への取組

令和5年度においては、査察制度の目的に鑑み、特に、消費税事案、無申告事案、国際事案、時流に即した事案などの社会的波及効果が高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組みました。

(1) 無申告事案

納税者の自発的な申告・納税を前提とする申告納税制度の根幹を揺るがす無申告事案について積極的に取り組み、令和5年度は1件を告発しました。

なお、告発した事案は、不正行為はないものの、故意に申告書を提出しないで税を免れた単純無申告ほ脱事案でした。

【事案の概要】

- 過去に購入し、長期保有している間に高騰した外国法人の株式を売却することにより多額の譲渡所得を得ていたにもかかわらず、故意に申告書を提出しないで所得税を免れていました。

年度	令和 元	2	3	4	5
告発件数	内 2 件 3	内 1 件 4	内 0 件 1	内 0 件 0	内 1 件 1

(注) 告発件数欄の内書は、単純無申告ほ脱事案の件数である。

(2) 国際事案

経済社会のグローバル化の進展に伴い、国境を越える取引が恒常的に行われ、資産の保有、運用の形態も複雑・多様化しているところ、国際取引を利用した脱税への対応が求められています。

このような状況の中、国際事案について積極的に取り組み、令和5年度は1件を告発しました。

【事案の概要】

- 解体工事等を営む法人において、架空の外注加工費を計上することなどにより法人税及び地方法人税を免れ、よって得た資金の一部を海外カジノにおける費消に充てていました。

年度	令和 元	2	3	4	5
告発件数	件 4	件 0	件 2	件 3	件 1

(3) 社会的波及効果の高い事案

時流に即した事案などの社会的波及効果が高いと見込まれる事案に対して積極的に取り組みました。

【事案の概要】

- コロナ禍におけるペット需要の高まりを受けたブリーダー業を営む者が、架空の仕入金額を計上することで、所得税を免れていました。
- コミュニケーションスキルの向上のための講座の開催等を行う法人が、実際の所得に関係なく殊更過少な所得金額を記載した申告書を作成して提出する、いわゆる「つまみ申告」を行うことで、法人税を免れていました。
- 太陽光発電設備の開発事業に関与した法人が、架空の外注加工費を計上することで、法人税を免れていました。

3 不正資金の留保・費消状況及び隠匿場所

脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金として留保されていましたが、金地金の購入や有価証券等への投資のほか、脱税者が費消していた事例もあり、不正資金の一部から海外カジノや競馬等のギャンブルに充てられていた事例などもみられました。

また、脱税によって得た不正資金の隠匿場所は様々でしたが、天井裏に現金を隠していた事例などがありました。

4 査察事件の一審判決の状況

令和5年度中の一審判決は4件であり、全てに有罪判決が言い渡されました。

5 参考計表

(1) 着手・処理・告発件数、告発率の状況

項目 \ 年度		令和 元	2	3	4	5
着 手 件 数		件 14	件 11	件 12	件 12	件 17
処 理 件 数 (A)		17	8	13	13	16
	告 発 件 数 (B)	13	6	9	10	12
	告 発 率 (B/A)	% 76.5	% 75.0	% 69.2	% 76.9	% 75.0

(2) 脱税額の状況

項目 \ 年度		令和 元	2	3	4	5
脱 税 額	総 額	百万円 1,399	百万円 377	百万円 1,074	百万円 1,518	百万円 934
	同 上 1 件 当 た り	82	47	83	117	58
	告 発 分	1,260	327	783	1,074	762
	同 上 1 件 当 た り	97	54	87	107	64

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(3) 税目別告発事案の推移

イ 税目別の告発件数

区分 \ 年度	令和 元	2	3	4	5
所 得 税	件 1	件 0	件 1	件 6	件 3
法 人 税	7	4	5	1	9
相 続 税	0	0	0	1	0
消 費 税	内 1 5	内 0 2	内 1 3	内 0 2	内 0 0
源泉所得税	0	0	0	0	0
合 計	13	6	9	10	12

(注) 消費税の内書は消費税受還付事案（ほ脱犯との併合事案を含む）の告発件数である。

□ 税目別の脱税額

区分 \ 年度	令和 元	2	3	4	5
所得税	百万円 228	百万円 20	百万円 145	百万円 666	百万円 296
法人税	713	237	255	67	466
相続税	0	0	0	138	0
消費税	319	90	383	203	0
源泉所得税	0	0	0	0	0
合計	1,260	327	783	1,074	762

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(4) 告発の多かった業種

令和3		4		5	
業種	者数	業種	者数	業種	者数
建設業	2	会社役員(雑所得除外)	3	不動産業	4
—	—	建設業	2	建設業	2
—	—	不動産業	2	—	—

(注) 同一の納税者が複数の税目で告発されている場合は1者としてカウントしている。

(5) 査察事件の一審判決の状況

項目 \ 年度	① 判決 件数	② 有罪 件数	有罪率 (②/①) %	実刑判決 人数	③ 1件当たり 犯則税額	④ 1人当たり 懲役月数	⑤ 1人(社)当 たり罰金額
	件	件	%	人	百万円	月	百万円
令和 3	13	13	100.0	0	45	16.0	14
4	10	10	100.0	0	36	13.0	12
5	4	4	100.0	0	61	16.5	11

(注) 1 犯則税額は、判決の基となった脱税額であり加算税を含まない。

2 ③～⑤は他の犯罪との併合事件を除いてカウントしている。